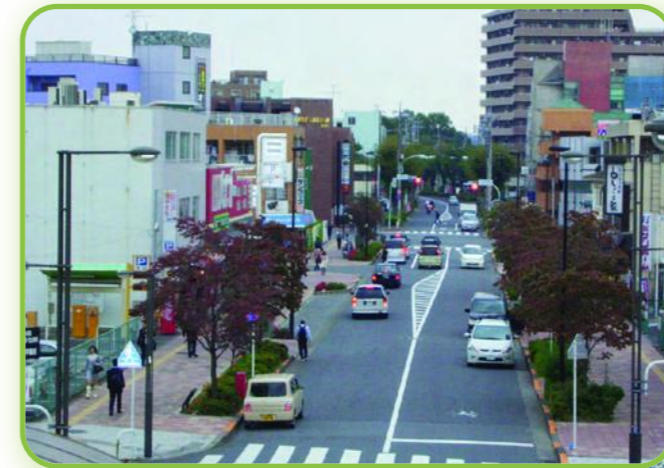


羽村市 都市計画マスタープラン

羽村市都市計画マスタープラン



2008年3月 羽村市

平成20年3月 羽村市

序章 都市計画マスタープランとは	1
1 策定の背景と都市計画マスタープランの位置づけ	1
2 都市計画マスタープランの構成	2
第1章 羽村市の概況と都市づくりの課題	
1 都市づくりの経緯	5
2 羽村市の現状と特性	6
2.1 人口の現状と推移	6
2.2 経済の状況	9
2.3 土地利用の現状と課題	12
2.4 交通の現状と課題	15
2.5 市街地整備の現状と課題	19
2.6 公園・緑地等の現状と課題	21
2.7 その他都市施設の現状と課題	22
3 将来展望	23
3.1 上位計画における位置づけ	23
3.2 主要プロジェクトとの関わり	31
3.3 社会・経済構造の変化と対応	34
4 都市づくりの主要課題	38
4.1 『環境にやさしい安心して暮らせるまち』の視点からみた課題	38
4.2 『美しく快適な住みよいまち』の視点からみた課題	39
4.3 『活力に満ちた にぎわいのあるまち』の視点からみた課題	40
第2章 全体構想	
1 都市づくりの基本理念と目標	43
1.1 羽村市の特徴	43
1.2 上位計画が目指す将来像	44
1.3 都市づくりの基本理念と目標	45
2 都市の姿	47
2.1 現在の都市の姿	47
2.2 将来の都市の姿	52
2.3 将来都市構造	54
3 分野別の基本方針	56
3.1 土地利用に関する基本方針	56
3.2 交通体系に関する基本方針	59
3.3 公園・緑地等に関する基本方針	61
3.4 その他都市施設に関する基本方針	63
3.5 安全・安心なまちづくりに関する基本方針	64

第3章 地区別構想

1 地区の区域設定	67
2 地区別構想	69
2.1 羽西・羽加美地区	69
2.2 羽加美・羽中・羽東・玉川・羽地区	72
2.3 羽中・羽東・川崎地区	75
2.4 小作台・栄町・羽加美地区	77
2.5 緑ヶ丘・五ノ神・神明台地区	79
2.6 富士見平・緑ヶ丘・神明台・双葉町地区	81
2.7 緑ヶ丘・栄町・五ノ神地区	83
2.8 神明台地区	85
2.9 五ノ神・羽・川崎地区(市街化調整区域)	87
2.10 全体構想図	90

第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1 基本的考え方	93
2 実現へ向けた取り組み	93
2.1 都市づくりの方針等の共有と情報の提供	93
2.2 都市づくりを推進する体制の整備	94
2.3 実現へ向けた取り組み	94

参考資料

I 地区別懇談会における市民意見	97
II 羽村市意見公募手続(パブリックコメント)に寄せられた市民意見	102
III 委員会の日程と議事内容	103
IV 羽村市都市計画マスタープラン審議会委員名簿	104
V 羽村市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿	105
VI 羽村市都市計画マスタープラン審議会条例	107
VII 羽村市都市計画マスタープラン審議会運営要綱	108
VIII 羽村市都市計画マスタープラン策定委員会要綱	109



羽村市の羽の字をもとに、羽村の堰から噴出する水を円形に、二本の虹で未来に躍進する産業と文化を表し、丸型は市民との融和と団結を象徴しています。

(昭和31年10月1日制定)

1 策定の背景と都市計画マスタープランの位置づけ

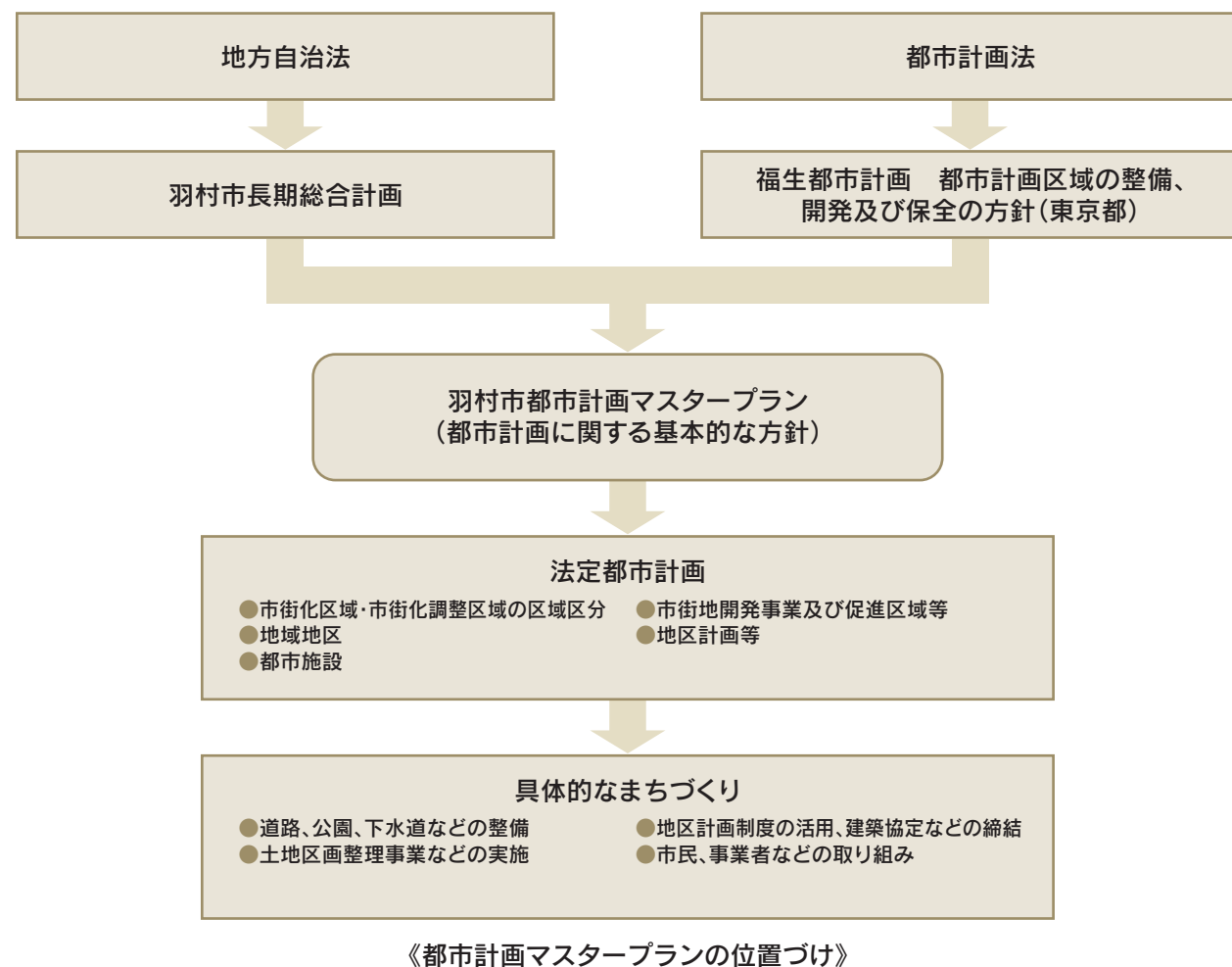
都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づき、市町村が主体となって、市民の意見を反映させつつ、概ね20年の中長期をみすえた将来像を定める、都市計画に関する基本的な方針です。

羽村市は平成7年3月に「羽村市都市マスタープラン」を策定し、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保し、市民生活が様々な面で向上するよう土地区画整理事業や都市計画道路等の都市計画事業の推進に取り組んできました。

今後の社会状況を見通すと、少子高齢社会の到来、まちづくりや環境問題に関する市民の関心の高まり、首都圏中央連絡自動車道の開通に伴う広域交通の変化など、羽村市を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。

一方、東京都においては、平成16年に「福生都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が策定され、また、市では第四次羽村市長期総合計画が平成19年度から後期に入ることから平成18年度において後期基本計画を策定しました。

このことから、これらの計画に即した都市計画マスタープランの見直しを行ったものであります。



2 都市計画マスタープランの構成

この羽村市都市計画マスタープランは、「第1章 羽村市の概況と都市づくりの課題」、「第2章 全体構想」、「第3章 地区別構想」及び、「第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて」により構成しています。

なお、目標年次は、2028年（平成40年）とします。

